

共同事業を営むための適格組織再編成等に該当しない
場合の引継対象未処理欠損金額又は控除未済欠損金額
の特例に関する明細書

事業年度		： ：		法人名								
適格組織再編成等の別		合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配				適格組織再編成等の日		・ ・				
対象法人の別		被合併法人等(名称：)				支配関係発生日		・ ・				
引継対象未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額の特例計算												
対象法人の 事業年度	欠損金の 区分	被合併法人等の未処理 欠損金額又は当該法人 の控除未済欠損金額		特例計算による引継対象未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額の計算								
		被合併法人等の最終 の事業年度若しくは 分割前事業年度の 別表七(一)「3」又 は当該法人の前期の 別表七(一)「3」		時価純資産超過額が 支配関係前未処理 欠損金額の合計額 以上である場合 (1)		時価純資産超過額が 支配関係前未処理 欠損金額の合計額 に満たない場合 〔支配関係事業年度前の事業 年度にあっては(1)と(6) －(7)のうち少ない金額、 支配関係事業年度以後の事 業年度にあっては(1)の金額〕		簿価純資産超過額が支配 関係事業年度以後の事業 年度の欠損金額のうち特 定資産譲渡等損失相当額 の合計額に満たない場合 〔支配関係事業年度前の事業 年度にあっては0、支配関係 事業年度以後の事業年度に あっては(1)と(8)－(10) のうち少ない金額〕		特例計算による引継 対象未処理欠損金額 又は調整後の当該法人 分の控除未済欠損金額 (2)、(3)又は(4)		
		1		2		3		4		5		
・ ・ ・	・ ・ ・	円		円		円		円		円		
・ ・ ・	・ ・ ・											
・ ・ ・	・ ・ ・											
・ ・ ・	・ ・ ・											
・ ・ ・	・ ・ ・											
・ ・ ・	・ ・ ・											
・ ・ ・	・ ・ ・											
計												
時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額の計算の明細												
対象法人の 事業年度	欠損金の 区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理 欠損金額の合計額に満たない場合		簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額 のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合								
		支配関係前未処理 欠損金額又は支配関係 前控除未済欠損金額		(6)のうち制限対象 金額を構成するもの とされた部分の金額 〔(13)の金額を(6)の古 いものから順次振当〕		支配関係事業年度以後の 事業年度の欠損金発生額 〔支配関係事業年度以後 の事業年度のそれぞれの 別表七(一)「当期分の 青色欠損金」〕		(8)のうち特定資産 譲渡等損失相当額 (別表七(一)付表一「12」)		(9)のうち簿価純資産 超過額を構成するもの とされた部分の金額 〔(14)の金額を(9)の古 いものから順次振当〕		
		6		7		8		9		10		
・ ・ ・	・ ・ ・	円		円		円		円		円		
・ ・ ・	・ ・ ・											
・ ・ ・	・ ・ ・											
・ ・ ・	・ ・ ・											
・ ・ ・	・ ・ ・											
・ ・ ・	・ ・ ・											
・ ・ ・	・ ・ ・											
計												
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細												
時価純資産超過額 ((22の①)－(26の①))－((22の②)－(26の②))				11	円	制限対象金額 (12)－(11)				13	円	
支配関係前未処理欠損金額又は 支配関係前控除未済欠損金額の合計額 (6)の計				12		簿価純資産超過額 ((22の②)－(26の②))－((22の①)－(26の①))				14		
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細												
資 産						負 債						
名称等		時価		帳簿価額		名称等		時価		帳簿価額		
		①		②				①		②		
	15	円		円		19	円		円		23	円
	16					20					24	
	17					21					25	
	18				計	22			計	26		

別表七(一)付表二
平二十三・四・一以後終了事業年度分

別表七(一)付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令第113条第1項《引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例》（同条第4項において準用する場合を含みます。）又は平成22年改正前の令（以下「平成22年旧令」といいます。）第113条第1項《引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例》（同条第4項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 対象法人が法第57条第3項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》に規定する被合併法人等であり、かつ、令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された別表七(一)（当該支配関係事業年度開始の日の前日の属する事業年度が連結事業年度である場合には、当該連結事業年度の連結確定申告書に添付された別表七の二付表一又は平成22年改正前の規則別表七の二付表二のうち当該被合併法人等に係るもの）の写しを添付し、対象法人が平成22年改正前の法（以下「平成22年旧法」といいます。）第57条第3項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》に規定する被合併法人等であり、かつ、平成22年旧令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは当該被合併法人等の同項に規定する特定資本関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された別表七(一)（当該被合併法人等が当該前事業年度終了の時ににおいて連結法人である場合には、当該前事業年度に対応する連結事業年度の連結確定申告書に添付された別表七の二付表一又は平成22年改正前の規則別表七の二付表二のうち当該被合併法人等に係るもの）の写しを添付してください。
- 3 平成22年9月30日以前に行われた平成22年旧法第57条第2項に規定する適格合併等又は同条第5項に規定する適格合併等については、「支配関係発生日」とあるのは「特定資本関係発生日」と、「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「特定資本関係前未処理欠損金額」と、「支配関係事業年度」とあるのは「特定資本関係事業年度」と、「支配関係前控除未済欠損金額」とあるのは「特定資本関係前控除未済欠損金額」として記載します。
- 4 令第113条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含みます。）に規定する支配関係事業年度以後の事業年度（同条第1項第3号に規定する対象事業年度に限ります。）に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第15条第1項《震災損失の繰戻しによる法人税額の還付》に規定する震災欠損事業年度（以下「震災欠損事業年度」といいます。）がある場合には、

「簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合 支配関係事業年度前の事業年度にあつては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあつては(1)と((8)－(10))のうち少ない金額	4 の欄（当該
--	---------

震災欠損事業年度に係る部分に限ります。）に記載に当たっては、当該震災欠損事業年度において生じた欠損金額のうち震災特例法第15条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額を「8」の金額から控除して計算します。